

厚木市水路の管理等に関する条例に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市水路の管理等に関する条例（平成13年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について、厚木市水路の管理等に関する条例施行規則（平成14年厚木市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の期間)

第2条 条例第4条第1項に規定する許可の期間は、1年以内とする。ただし、継続して占用するもので、水路の機能及び維持管理において支障がなく、水路管理者による改修計画等がないときは、5年以内とすることができる。

(許可の基準)

第3条 条例第4条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をしようとする者が受ける許可の対象は、次のとおりとする。

(1) 工作物がなく、かつ、現状のままで占用するもので、次に掲げる場合に
応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 水路敷地の上部を占有するとき

道路又は通路、ゴミ集積場、作業場、資材置場、公園、緑地又は広場その他これに類するもの

イ 水路敷地の上空を占有するとき

上下水道管、ガス管、電線、電話線、支線その他これに類するもの

(2) 水路の上部や下部に工作物を新築し、改築し、又は除却するもので、次に掲げるもの

ア 道路又は通路のための橋りょうで、水路の機能及び管理に支障がないもの

イ 水路管理者以外が施工する水路構造物又は水路管理施設で、水路の機能及び管理に支障がないもの

ウ 管類（上下水道管、ガス管）、電線、電話線、支線その他これに類するもの

エ アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利敷き舗装その他これに類するもの

オ 看板、柵、ベンチ、モニュメント、電柱及び支線柱

カ アからオまでに掲げるもの以外の工作物は、水路の機能及び管理に支障を及ぼさない範囲で許可の対象とする。

2 条例第4条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる行為をしようとする者が受ける許可の基準は、次の各号に掲げる法令等の基準を準用するものとする。

- (1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）
- (2) 工作物設置許可基準について（平成10年6月19日建設省河治発第43号建設省河川局治水課長通達）
- (3) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (4) 厚木市下水道条例（昭和45年厚木市条例第34号）
- (5) 厚木市排水施設構造等基準（平成15年厚木市告示第162号）
- (6) 道路構造令（昭和45年政令第320号）

（許可の申請）

第4条 規則第2条に規定する水路占用等許可申請書の様式は、第1号様式とする。

2 規則第2条第1項第7号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 現況写真
- (2) 隣接地権者の同意書（第2号様式）
- (3) 登記事項要約書（利害関係人又は隣接地権者がいる場合に限る。）
- (4) 意見書の写し（農業用水路の場合に限る。）
- (5) 変更理由書（第3号様式）

（承認の基準）

第5条 条例第5条第1項に規定する承認の対象は、水路管理者が直接実施する工事以外のもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水路工事のうち、水路敷地以外（道路等）にある水路に係る工事については、次に掲げるもの
 - ア 水路構造物及び水路管理施設を新築し、改築し、又は除去するもの
 - イ 排水管の接続
- (2) 水路工事のうち、水路敷地に係る工事については、第3条第1項第2号イに掲げるもの
- (3) 水路の維持については、自治会等が実施する草刈り、しゅんせつ等

2 条例第5条第1項に規定する承認に係る基準は、第3条第2項各号に掲げる法令等の基準を準用するものとする。

（承認の申請）

第6条 規則第3条に規定する自費工事承認申請書は、第4号様式とする。

2 規則第3条に規定する市長が必要と認める書類は、規則第2条各号に掲げる書類とする。この場合において、第4条第2項第5号に掲げる書類は、変更理由書（自費工事用）（第5号様式）によるものとする。

（占用料の減免等）

第7条 占用料の減免は、条例第6条第2項で準用する厚木市河川占用料条例（平成12年厚木市条例第5号）第5条第1項に規定するもののほか、同条第

2 項に規定する公益性の高い事業を行なうためのものその他特に必要と認めるものとして別表に定めるところによる。

2 占用料の減免を受けようとする者は、水路占用料減免申請書（第6号様式）により行うものとする。

3 市長は、減免又は非減免を決定したときは、水路占用料減免決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（地位承継届出書）

第8条 条例第7条第2項に規定する届出は、水路占用地位承継届出書（第8号様式）に、次に掲げるいずれかの書類を添付して、行うものとする。

(1) 個人の場合は、遺産分割協議書又は同等の書類

(2) 法人の場合は、法人登記簿謄本（登記事項証明書）

（譲渡承認申請書）

第9条 規則第4条に規定する譲渡承認申請書は、第9号様式とする。

2 規則第4条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 土地、建物に関する売買契約書、譲渡証明書等

(2) 法人の場合は、法人登記簿謄本（登記事項証明書）

（許可等の決定通知）

第10条 規則第5条に規定する通知は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規則第2条の申請に対する通知は、水路占用等許可決定通知書（第10号様式）によるものとする。

(2) 規則第3条の申請に対する通知は、水路自費工事承認決定通知書（第11号様式）によるものとする。

(3) 規則第4条の申請に対する通知は、水路占用譲渡承認決定通知書（第12号様式）によるものとする。

（変更の届出）

第11条 規則第6条に規定する届出は、水路占用氏名等変更届出書（第13号様式）により、変更後20日以内に届け出るものとする。

（完了届出書等）

第12条 条例第4条第1項に規定する許可に係る工事を行った者は、その工事の完了後20日以内に、水路占用工事完了届出書（第14号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に届け出るものとする。

(1) 完了図

(2) 写真

ア 着工前

イ 施工中

ウ 完成後

2 条例第5条第1項に規定する承認に係る工事を行った者は、その工事の完

了後20日以内に、水路自費工事完了届出書（第15号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に届け出るものとする。

- (1) 完了図
- (2) 写真
 - ア 着工前
 - イ 施工中
 - ウ 完成後

3 条例第10条第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、事前に水路占用廃止届出書（第16号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に届け出るものとする。

- (1) 案内図
- (2) 現況写真

4 市長は、第1項から第3項までの規定による届出があったときは、完了又は廃止に係る検査をしなければならない。

5 市長は、前項の検査を行ったときは、次に掲げる通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 水路占用工事完了届出書に対する通知は、水路占用工事完了検査結果通知書（第17号様式）によるものとする。
- (2) 水路自費工事完了届出書に対する通知は、水路自費工事完了検査結果通知書（第18号様式）によるものとする。
- (3) 水路占用廃止届出書に対する通知は、水路占用廃止検査結果通知書（第19号様式）によるものとする。

（審査の期間等）

第13条 条例、規則及びこの要綱の規定に係る申請書を受理したときの審査期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、申請書の補正等を是正する期間及び法律等（その他の条例を含む。）により審査を必要とするときは、この限りではない。

- (1) 条例第4条第1項に規定する許可に係る申請書を受理したとき21日以内
- (2) 条例第5条第1項に規定する承認に係る申請書を受理したとき21日以内
- (3) 条例第8条第1項に規定する承認に係る申請書を受理したとき21日以内
- (4) 第7条第3項に規定する申請書を受理したとき21日以内

2 市長は、前条第4項に規定する完了等の検査を行ったときの適否を決する期間は、その検査ごとに20日以内とする。

（提出部数）

第14条 条例第4条第1項に規定する許可並びに第5条第1項、第6条第2項及び第8条第1項に規定する承認に係る申請書及びその添付図書の提出部数は、正一部とする。

- 2 条例、規則及びこの要綱に規定する届出書及びその添付図書の提出部数は、正一部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項の規定に基づく水路の譲与を受ける際、当該譲与を受ける水路について現に神奈川県法定外公共財産の使用に関する規則（昭和59年神奈川県規則第98号。以下「県規則」という。）第3条の使用許可を受けている者（同規則第10条第1項又は第11条第1項の規定により、当該許可に基づく地位を承継している者を含む。）で、条例附則第2項の規定により条例第4条第1項の許可を受けた者とみなされたものの占用の期間は、県規則第3条の規定による許可の期間終了の日を超えない範囲で第2条を適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。ただし、平成16年度分の占用料に関する減免の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2条第1項の規定は、水路等の占用許可のうち、その期間の始期（以下「始期」という。）が平成17年4月1日以後であるものについて適用し、始期が同日前である水路等の占用許可については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による許可等の規定は、この要綱の施行日以後の許可等について適用し、同日前の許可等については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

	占 用 物 件	減免率
1	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項又は第5項に規定する事業のために占用するとき	100%
2	公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動に係る立札、看板その他の物件を設置するために占用するとき	100%
3	街灯、防犯灯等を設置するために占用するとき	100%
4	電気事業者又は電気通信事業者が設ける架空の水路横断線及び営利を目的としない引込電線のために占用するとき	100%
5	ガス、電気、電気通信、水道及び下水道で営利を目的としない各戸引込地下埋設管のために占用するとき	100%
6	排水で営利を目的としない排水管のために占用するとき	100%
7	カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利を目的としない交通安全、水路の美化又は公衆の利便に寄与するために占用するとき	100%
8	公の施設の名称、場所を示す標識類のために占用するとき	100%
9	恒例による松飾り、祭典、縁日又は市日のために臨時的に設けるもののために占用するとき	100%
10	道路又は通路で営利を目的としない自己又は公衆の用に供するために占用するとき	100%
11	地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占用するとき	100%
12	自治会等による、防災資機材倉庫、資源物保管倉庫等の設置等で、公共の用に供するもののために占用するとき	100%